

保存期間：10年  
（平成33年末）  
平成23年10月27日

資料	2
----	---

## 最近の税務行政の動向 （東日本大震災への対応）

## 東日本大震災への対応

### 1 被災と復旧

東日本大震災により、税務大学校仙台研修所の職員 1 名、石巻署及び相馬署の非常勤職員 2 名が亡くなり、職員の家族や住居も大きな被害を受けた。

また、津波により大船渡署の 1 階が水没したほか、多数の局署庁舎における内外壁の亀裂、ライフライン（電気、ガス、水道）の寸断などの多大な被害が発生した。

これにより、震災直後の 3 月 14 日は、仙台局及び関信局管内の 10 署が業務を休止し、34 署が窓口事務しか行えない状況となったが、4 月 18 日には、庁舎が使用できない大船渡署及び須賀川署を除き、全ての署で通常業務の再開を果たした（現在、両署は仮庁舎において業務を継続）。

### 2 これまでの対応

#### (1) 申告・納付等の期限の延長

3 月 12 日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（3 月 15 日告示）。これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しているところであり、青森県及び茨城県については 7 月 29 日、岩手県、宮城県及び福島県の内陸部等約 8 割の市町村については 9 月 30 日、岩手県及び宮城県の沿岸部の一部の市町村については 12 月 15 日を期日として指定した。

また、今般の震災により、延長期限の期日までに申告・納付等の手続きが困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから（個別指定）、当該期日や個別指定について広報・周知し、納税者からの相談に適切に対応することとしている。

（参考）

石巻署管内の地域（石巻市、東松島市及び女川町）及び福島県原発周辺地域については、申告・納付等の期限が延長されていることから、今後も状況を注視し、延長期限の期日について、引き続き検討を行う必要がある。

#### (2) 災害に関する税務上の取扱い等の周知

震災発生後速やかに、次のような災害に関する税務上の取扱い等について、パンフレットやホームページ等を通じて周知・広報を行った。

イ 募金団体を通じた義援金等に係る確認手続の緩和（3 月 15 日）

ロ 義援金を支出した場合の一般的な課税関係（3 月 18 日）

- ハ 災害に関する主な税務上の取扱い（資産の復旧費用や災害見舞金などの取扱い）（3月24日）
- ニ 被災した酒類製造場等に係る酒類製造免許等の取扱いの特例（3月25日）
- ホ 災害を受けた場合の納税の緩和制度（4月6日）
- ヘ 輸出用酒類に関する証明書の発行（4月8日）
- ト 被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等の取扱いの特例（4月15日）
- チ 震災に関する諸費用の法人税の取扱い（4月20日）
- リ 損失額の合理的な計算方法による雑損控除の計算や自動車重量税・印紙税等の減免措置等（4月28日）
- ヌ 震災に関する諸費用の所得税の取扱い（6月8日）

(3) 避難中の納税者への対応

3月22日以降、東日本大震災により被災した納税者等が全国の避難所等に避難している状況を踏まえ、税に関する相談、還付金の支払に関する問い合わせ及び納税証明書の交付等について、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制の整備を図った。

(4) 震災特例法の施行に伴う対応

4月27日、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が成立し、被害を受けた住宅や家財等につき、平成22年分所得税に係る雑損控除等の適用が可能となる措置などが創設された。

これに伴い、被災地域を所轄する署を中心として多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出が見込まれたことから、

- ① 被災地域においては、署間、局署間や他局からの応援派遣の実施により必要な要員を確保する
- ② 仙台局、関信局、東京局での電話相談における東日本大震災に関する問い合わせには、専用番号「0番」を設け、相談員を増員して対応する、また、5月13日以降は、仙台局電話相談センターの東京サテライトを開設して対応する
- ③ パンフレットや国税庁ホームページ等を通じて震災特例法の内容等について周知・広報する
- ④ 被災地域や納税者の方の実情に応じて、説明会や出張相談等を実施する
- ⑤ 制度の周知・広報、説明会等の実施に当たっては、地方団体・関係民間団体と連携、協調して対応する
- ⑥ 避難所等の最寄りの税務署でも申告相談に対応するなどの取組みを行っている。

(5) 被災地の税務署への応援体制

仙台局については、多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出に対応するため、4月25日以降、署間（延べ9,262人）、局署間（延べ2,700人）、東京局及び関信局等からの応援派遣（延べ1,102人）を行うことにより、必要な要員を確保している（9月末日現在）。

(6) 国税職員の地方公共団体に対する人的支援

3月19日以降、仙台局において、2の県庁及び29の市役所等に対し、延べ5,967人の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行っている（9月末日現在）。

### 3 当面の課題

(1) 震災特例法（所得税関係）に基づく還付申告等への対応

今回の震災により住宅や家財等に被害を受けた方は、津波等の被害が甚大な岩手・宮城・福島各県を中心に多数存在し、これらの方は、震災特例法に基づき、平成22年分の所得税について、雑損控除等の適用により所得税の還付等を受けることができる。このため、これらの地域を管轄する仙台局では、11月末までを集中対応期間と位置づけ、記者発表などによる積極的な広報や、個別相談の案内などを行うことにより、被災した方が早期に所得税の還付等を受けることができるよう取り組んでいるところである。

また、平成23年分の所得税の確定申告期について、被災した方をはじめとする納税者が円滑に確定申告を行うことができるよう取り組んでいくこととしている。

(2) 震災特例法（相続税・贈与税関係）における土地等の評価の特例

相続税及び贈与税における土地等の評価は、相続又は贈与の時ににおける時価によることとされているが、震災特例法により、平成23年3月10日以前に相続又は贈与により取得した指定地域内の土地等に係る相続税・贈与税で、同月11日以後に申告期限が到来するものについては、震災による地価下落を反映させるため、相続又は贈与の時ににおける時価によらず、「震災の発生直後の価額」によることができることとされた。

「震災の発生直後の価額」の算定に当たっては、震災による地価下落の状況を反映した「調整率」を一定の地域ごとに定め、これを平成23年分の路線価等に乗ずる方法により、「震災の発生直後の価額」を評価できることとしており、この「調整率」については、11月1日に公開する予定である。

$$\text{震災の発生直後の価額} = \text{路線価等 (H23. 1. 1 時点の価額)} \times \text{調整率}$$

(注) 指定地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、並びに、埼玉県加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域）、埼玉県久喜市、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村（平成 23 年 10 月 31 日現在）。

(3) 原子力事故に係る損害賠償金の課税上の取扱いに関する周知等

8月5日に原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の全体像を中間指針として取りまとめ、東京電力では、この中間指針を受けて8月30日に避難等対象者への補償基準を、9月21日に法人及び個人の事業に関する補償基準をそれぞれ発表し、本賠償の請求受付を開始している。

今後、東京電力から被害者への損害賠償金の支払が本格的に開始されることから、国税庁では、その損害賠償金の所得税法における課税上の取扱いに関し、納税者への広報・周知を適切に行うこととしている。

(4) 酒類業関係

福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性確保の観点から、出荷前の酒類等の放射能分析等を10月より実施している。

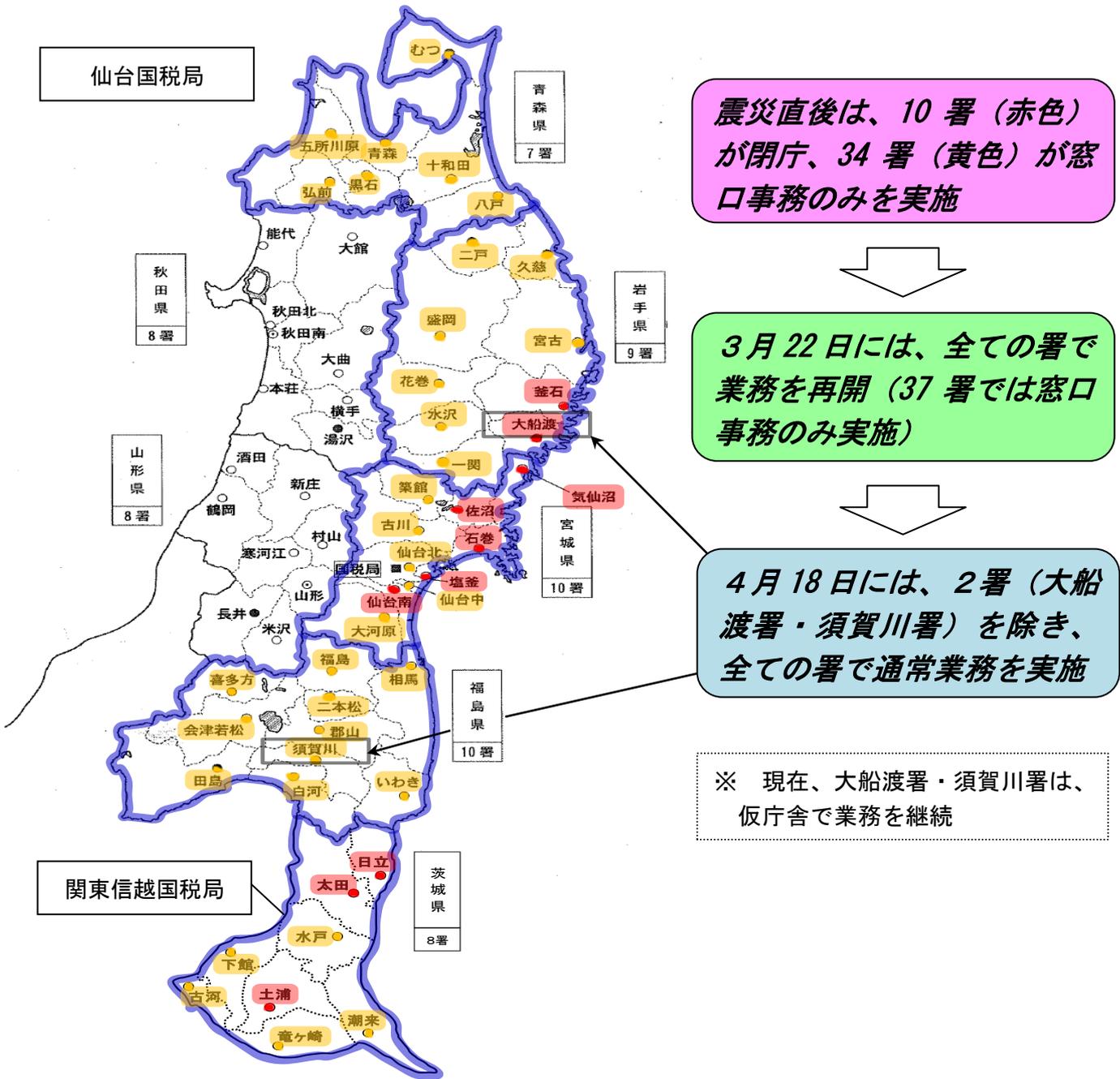
また、被災した酒類業者等に対する復興支援策として、各種中小企業施策の情報提供、相談対応を実施しているほか、同施策の具体的活用法などをテーマとした研修を実施することとしている。

なお、甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対する酒税の軽減措置について法案が国会に提出される予定である。

最近の税務行政の動向  
(東日本大震災への対応)

資料編

# 被災と復旧の状況について



震災直後は、10 署（赤色）が閉庁、34 署（黄色）が窓口事務のみを実施

3月22日には、全ての署で業務を再開（37 署では窓口事務のみ実施）

4月18日には、2 署（大船渡署・須賀川署）を除き、全ての署で通常業務を実施

※ 現在、大船渡署・須賀川署は、仮庁舎で業務を継続

➤ 原発事故により、関信局、東京局、名古屋局管内の延べ 150 署で計画停電が実施（3/14～3/28）

## 災害等による期限の延長について

### 地域指定

国税通則法上、国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する申告・納付等を期限までにできないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して期限を延長することができることとされている。

### 個別指定

延長期限の期日を指定した場合においても、災害等により申告・納付等が困難な納税者については、個別に税務署に申請をすることにより、期限を延長する措置を受けることができる。

## 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱い（個人用） （パンフレット一覧表）

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被害を受けた個人の方には、所得税や消費税などについて、各種の税制上の措置があり、以下のような説明用パンフレットをご用意しておりますので、ご利用下さい。

この一覧表は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。）により被害を受けた個人の方に対する税制上の措置について、国税庁で作成している各種パンフレットを案内するものです。

一覧表の初めに関係する税目を【】書きで、ご覧いただくパンフレットを《》書きで表示し、表示されている記号（所01）などは、各パンフレットの右肩に記載されている記号を示しています。各記号は、それぞれの税目を表示しており、具体的には、所＝所得税、消＝消費税、自重税＝自動車重量税、印紙＝印紙税、相＝相続税・贈与税、登免＝登録免許税、納＝納税の緩和制度となっております。

一覧表に記載されている表題は、各パンフレットの表題となっており、各表題の下に各税制上の措置の項目等を表示しておりますので、参考にして下さい。

なお、ご要望のパンフレットがない場合は、最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。また、これらのパンフレットは、国税庁ホームページにも掲載しています。

### 【所得税】《パンフレット記号 所01》

#### ○ 東日本大震災により被害を受けられた方へ（所得税関係）

この度の震災により被害を受けた個人の方を対象として、申告・納付等の期限延長、雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減又は免除、源泉所得税の徴収猶予・還付、住宅借入金等特別控除の特例、財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

なお、事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方は、所02「東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ（個人事業者の所得税、消費税関係）」も併せてご覧下さい。

### 【所得税・消費税】《パンフレット記号 所02》

#### ○ 東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ （個人事業者の所得税、消費税関係）

この度の震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方を対象として、被災事業用資産の損失に係る取扱い、純損失の繰越控除、被災代替資産等の特別償却などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

### 【所得税】《パンフレット記号 所03》

#### ○ 東日本大震災により被害を受けられた方へ （雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、雑損控除を適用する場合において、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を計算することが困難なときの計算方法（損失額の合理的な計算方法）を説明したものです。

### 【所得税】《パンフレット記号 所04》

#### ○ 平成 22 年分の所得税の還付に関する判定表

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、災害減免法又は雑損控除の適用により、平成 22 年分の源泉徴収された所得税や納付した所得税の還付を受けられるかどうかを判定する際にご利用いただくものです。

【消費税】《パンフレット記号 **消(個)01**》

- (個人事業者用) 東日本大震災により被害を受けた個人事業者の方へ  
消費税法の特例に関するお知らせ

この度の震災により被害を受けた個人事業者の方を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があり、その概要を説明したものです。

【自動車重量税】《パンフレット記号 **自重税01**》

- 東日本大震災により自動車に被害を受けた方へ

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

【印紙税】《パンフレット記号 **印紙01**》

- 東日本大震災により被害を受けた方が作成する契約書等に係る印紙税の  
非課税措置について

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」(金銭借用証書など)、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります、その概要を説明したものです。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相01**》

- 東日本大震災により被害を受けた方へ (相続税・贈与税関係)

この度の震災により被害を受けた方は、相続税及び贈与税について、申告・納付等の期限延長、課税価格の計算の特例、納税の猶予などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

なお、家屋や自動車などに被害を受けた方は、**相02**「東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし」も併せてご覧ください。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相02**》

- 東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けた方の相続税又は贈与税の  
災害減免措置のあらまし

この度の震災により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した家屋や自動車などに被害を受けた方は、災害減免法により相続税又は贈与税が減免される場合があります、その概要を説明したものです。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免01**》

- 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の  
免除特例について

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

手続き等の詳細は、**登免02**「東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例のあらまし」をご覧ください。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免02**》

- 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の  
免除特例のあらまし

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、免除の手続等を具体的に説明したものです。

なお、登録免許税を免除する特例を受けられる場合であっても、その適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりませんのでご注意ください。

【納税の緩和制度】《パンフレット記号 納01》

○ 災害を受けた場合の納税の緩和制度について

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度の適用を受けることができる措置があり、その概要を説明したものです。

(注) 略称

- ・ 災害減免法…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
- ・ 震災特例法…東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例等に関する法律

## 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱い（法人用） （パンフレット一覧表）

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被害を受けた法人には、法人税や消費税などについて、各種の税制上の措置があり、以下のような説明用パンフレットをご用意しておりますので、ご利用下さい。

この一覧表は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。）により被害を受けた法人に対する税制上の措置について、国税庁で作成している各種パンフレットを案内するものです。

一覧表の初めに関係する税目を【】書きで、ご覧いただくパンフレットを《》書きで表示し、表示されている記号（法01など）は、各パンフレットの右肩に記載されている記号を示しています。各記号は、それぞれの税目を表示しており、具体的には、法＝法人税、消＝消費税、自重税＝自動車重量税、印紙＝印紙税、登免＝登録免許税、納＝納税の緩和制度となっております。

一覧表に記載されている表題は、各パンフレットの表題となっており、各表題の下に各税制上の措置の項目等を表示しておりますので、参考にして下さい。

なお、ご要望のパンフレットがない場合は、最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。また、これらのパンフレットは、国税庁ホームページにも掲載しています。

### 【法人税・消費税など法人に関する各税】《パンフレット記号 法01》

#### ○ 東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税法、消費税法などの各税法について、税制上の措置があり、これらの措置の全体の概要を取りまとめて説明したものです。

### 【法人税】《パンフレット記号 法02》

#### ○ 東日本大震災に係る震災特例法（法人税等関係）の概要

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税について、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例などの税制上の措置があり、また、被災区域内にある事業用の資産を取得される法人を対象として、被災代替資産等の特別償却などの税制上の措置があり、これらの措置の内容を具体的に説明したものです。

なお、震災損失の繰戻し還付及び中間申告における所得税額還付の適用を受ける場合の申告書等の記載例についても掲載しています。

### 【消費税】《パンフレット記号 消(法)02》

#### ○ （法人用）東日本大震災により被害を受けた法人に対する消費税法の特例に関するお知らせ

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があり、その概要を説明したものです。

### 【自動車重量税】《パンフレット記号 自重税01》

#### ○ 東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

【印紙税】《パンフレット記号 印紙01》

- 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります、その概要を説明したものです。

【登録免許税】《パンフレット記号 登免01》

- 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例について

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

手続き等の詳細は、[登免02](#)「東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例のあらまし」をご覧ください。

【登録免許税】《パンフレット記号 登免02》

- 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例のあらまし

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、免除の手続き等を具体的に説明したものです。

なお、登録免許税を免除する特例を受けられる場合であっても、その適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりませんのでご注意ください。

【納税の緩和制度】《パンフレット記号 納01》

- 災害を受けた場合の納税の緩和制度について

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度の適用を受けることができる措置があり、その概要を説明したものです。

(注) 略称

- ・ 震災特例法…東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例等に関する法律

## 東日本大震災の被災者に対する申告相談等の実施状況について

仙台国税局においては、震災特例法（平成 23 年 4 月 27 日施行）に基づく平成 22 年分所得税の還付申告、更正の請求などの所得税の減免手続を円滑に行っていただけるよう、東日本大震災により被災された方を対象とした広報及び電話相談、税務署における申告相談等を実施しています。

平成 23 年 8 月末に引き続き、9 月末現在の申告相談等の状況がまとまりましたので、お知らせします。

## 1 申告相談等の状況

(主なポイント)

- 本年 5 月から 9 月末までに、仙台国税局管内の 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の税務署における震災特例法に基づく雑損控除等の適用に関する「申告相談済件数」は、103,868 件となっています。なお、電話相談の受付件数は 104,066 件となっています。
- 被災地県別では、宮城県の、建築物被害件数が 3 県中最多であることから、「申告相談済件数」も最多の 73,168 件となっています。
- 9 月中の「申告相談済件数」の増加件数は、岩手県 4,061 件、宮城県 27,867 件、福島県 9,246 件、合計 41,174 件となっています。

被災地県別では、8 月末までに対する 9 月中の増加件数の割合が、福島県が最も高くなっています。

(参考)

	申告相談済件数			建築物 被害件数	内 全半壊等
	9 月末現在 ①	8 月末現在 ②	9 月中 相談済 ③=①-②		
	件	件	件	棟	棟
岩手県	13,098	9,037	4,061	31,195	26,606
宮城県	73,168	45,301	27,867	360,275	186,184
福島県	17,602	8,356	9,246	211,951	69,363
合 計	103,868	62,694	41,174	603,421	282,153

(注 1) 「申告相談済件数」とは、税務署における個別相談等により、①雑損控除等を適用し平成 22 年分に係る確定申告書又は更正の請求書を提出された方、②平成 23 年分で雑損控除の適用を受けるために必要な「被災した住宅、家財等の損失の計算書」の作成を終えた方及び③相談の結果、雑損控除等の適用がないと判定された方の件数(9 月末現在)としている。

(注2)「建築物被害件数」は、各県及び消防庁調べの被害状況(岩手7/19、宮城9/30、福島9/26、消防庁9/26公表、非住家被害を除く。)によっているため、8月末に比較して件数の増加している県があります。また、「全半壊等」は、全壊・半壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水の件数としています。

(注3)雑損控除等の適用により税金の還付や軽減を受けることができるのは、所得税額のある方に限られます。

## 2 今後の対応

○ 被災された方の負担軽減を図るという震災特例法の趣旨に鑑み、仙台国税局としては、早期の申告等手続を支援するため、11月末までを集中対応期間と位置付け、各税務署において、以下のように取り組んでいます。

来年の確定申告期は、例年以上に税務署の混雑が予想されますので、早めにお手続をお願いします。

また、電話相談については、当分の間、土曜・日曜・祝日も受け付けています。

- ・ 被災された方の実情(被災したが修理が未済、損害額の計算の仕方がわからない等)を踏まえた広報や説明会の実施
- ・ 市町村と連携し、り災証明書が発行されている方への申告案内等の送付
- ・ 税務署及び署外会場における相談体制の整備(石巻署、いわき署など17署における10月の署外会場の設置は、9月に比べて9箇所多い44箇所)

○ 国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に、被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット及び各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、「確定申告書作成コーナー」を利用すると、損失額計算書や平成22年分確定申告書を簡単に作成することができますので、ご利用してください。

東日本大震災により被災した酒類業者等への対応状況について

仙台国税局においては、東日本大震災により被災した酒類業者等に対し、弾力的な免許等の取扱いや被災した酒類に係る酒税の還付手続相談等を行うほか、輸出用酒類に関する証明書の発行や放射性物質に対する酒類の安全性確保への取組を行っております。

今般、仙台国税局管内 6 県における平成 23 年 9 月までの取組状況がまとまりましたので、お知らせします。

1 特例免許の状況（平成 23 年 9 月末現在）

- 地震や津波により、免許を受けている酒類製造場や販売場が大きな被害を受けたため、免許場を移転したり臨時的な販売場を設けて期限付販売業免許により事業を再開する場合には、その手続の弾力化を図っています。
- 震災発生以降、被災に起因した酒類の製造免許等に関する相談は 72 件寄せられ、所轄税務署において製造場の移転許可等の処理を 7 件行っています。
- 販売業免許については 602 件の相談が寄せられ、所轄税務署において販売場の移転許可（86 件）や期限付販売業免許付与（76 件）の処理を 162 件行っています。

2 被災酒類確認書交付件数（平成 23 年 9 月 20 日現在）

- 酒税は酒類製造場から出荷された段階で課税されているため、酒類の販売業者が所有する酒類が被災して商品として取り扱えなくなった場合には、税務署から被災した酒類の数量等の確認を受けることにより、酒類の販売業者は酒税相当額の還付を受けることができます。
- この還付を受けるために必要な「被災酒類の確認書」を、所轄税務署から酒類の販売業者に対して 681 件交付しており、これに係る被災した酒類の数量は 1,012,235 リットル、酒税相当額で 145,682 千円となっています。

3 輸出証明書の発行状況（平成 23 年 9 月末現在）

- 我が国から EU 諸国、韓国等に輸出される酒類については、政府等が発行する輸出証明書が求められています。
- 仙台国税局では証明書の発行体制を整備し、平成 23 年 4 月以降、酒類の生産日及び産地に関する証明書を 186 件発行しているほか、放射能分析を実施し、輸出先国・地域が定める上限値を超える放射性物質を含まない旨の証明書を 45 件発行しています。
- 放射能の分析結果は、県食品衛生等担当部局に情報提供するほか、国税庁ホームページでも公表しています。なお、9 月末現在、暫定規制値を越えていたものはありません。

4 酒類の安全性確保

- 仙台国税局管内 6 県で対象となる酒類製造者 379 件に対して放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識等の技術情報を提供しています。
- 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射能分析を実施し、酒類の安全性を確認します。  
(施策の詳細は国税庁ホームページに公表しています。)

【県別の状況】

○ 特例免許、被災酒類確認書

県別	製造免許関係			販売業免許関係			被災酒類確認書交付状況			
	相談 件数	移転 許可 件数	蔵置場 設置許 可件数	相談 件数	移転 許可 件数	期限付 付与 件数	交付 件数	被災酒類 数量 (ℓ)	酒税額 (千円)	酒類販 売場数 (参考)
青森県	0	0	0	4	2	2	25	7,043	1,155	2,577
岩手県	13	2	1	157	36	26	69	87,675	13,945	2,630
宮城県	45	0	1	366	30	28	330	744,367	102,698	3,722
秋田県	0	0	0	0	0	0	11	496	83	2,298
山形県	0	0	0	5	2	1	16	1,126	193	2,326
福島県	14	0	3	70	16	19	230	171,528	27,607	3,729
計	72	2	5	602	86	76	681	1,012,235	145,682	17,282

※ 酒類販売場数は平成 22 年 3 月末現在です。

○ 輸出証明書

区分	製造日証明	製造地証明	放射性物質の 検査証明	合計
青森県	1	16	0	17
岩手県	3	13	0	16
宮城県	35	0	26	61
秋田県	34	55	0	89
山形県	8	4	2	14
福島県	17	0	17	34
計	98	88	45	231

- ・ 製造日証明は、「平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたものであること」を証明するものです。
- ・ 製造地証明は、「各国・地域が指定する都県以外の地域において製造（産出）されたものであること」を証明するものです。
- ・ 放射性物質の検査証明は、「各国・地域が定める上限値を超える放射性物質を含まないこと」を証明するものです。

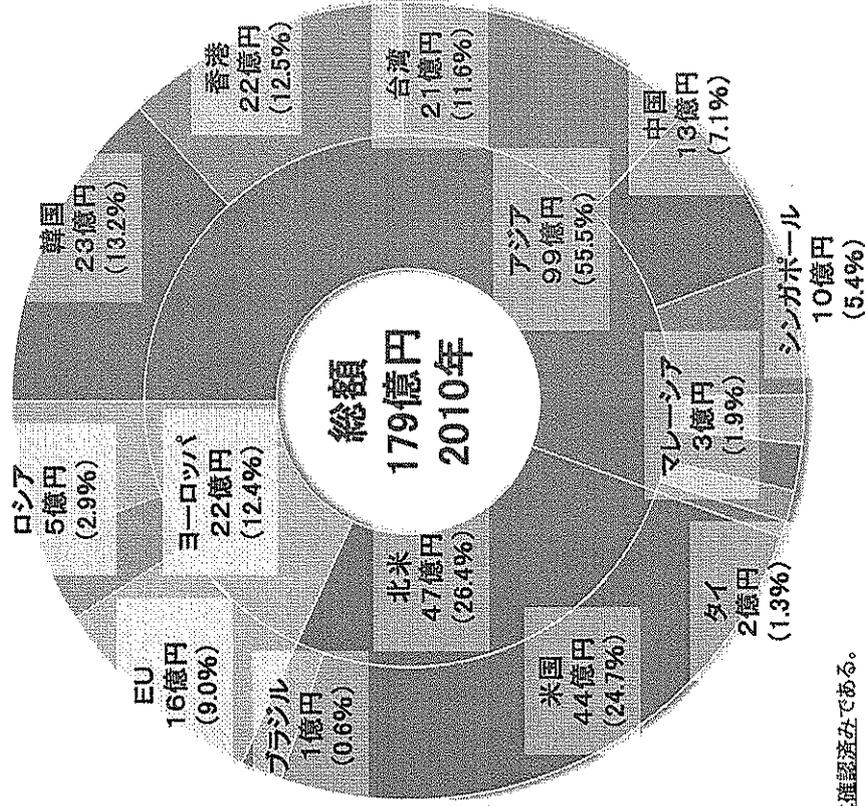
(参考) 輸出先国別発行件数

EU					韓国	マレーシア	タイ	合計
英国	フランス	ドイツ	オランダ	その他				
54	43	27	13	48	29	12	5	231

# 主要国・地域における日本産酒類の輸入規制の状況等

平成23年10月1日現在

## 日本産酒類の輸出実績



国	日本産酒類に対する輸入規制の措置
韓国	○ 13都県産については、放射性物質の検査証明書を要求 ○ 13都県産以外については、産地証明書を要求 ○ 3/11より前に製造したものは、製造日の証明書を要求
中国	× 10都県産については、 <b>輸入停止</b> △ 10都県産以外については、産地証明書を要求
台湾	● 輸入停止の措置や証明書の要求はなし (ただし、相手国側で検査を実施)
香港	● 輸入停止の措置や証明書の要求はなし (ただし、相手国側で検査を実施)
シンガポール	● 輸入停止の措置や証明書の要求はなし (ただし、相手国側で検査を実施)
米国	● 輸入停止の措置や証明書の要求はなし (ただし、相手国側で検査を実施)
EU	○ 12都県産については、放射性物質の検査証明書を要求 ○ 12都県産以外については、産地証明書を要求 ○ 3/11より前に製造したものは、製造日の証明書を要求
ロシア	× 6都県産については、 <b>輸入停止</b> ● 6都県産以外については、 <b>証明書等の要求はない</b> (ただし、相手国側で検査を実施)
ブラジル	△ 12都県産については、放射性物質の検査証明書を要求 △ 12都県産以外については、産地証明書を要求
マレーシア	○ 産地証明書を要求 (なお、6県産についてはマレーシア側で全ロット検査を実施) ○ 3/11より前に製造したものは、製造日の証明書を要求
タイ	○ 9都県産については、放射性物質の検査証明書を要求 ○ 9都県産以外については、産地証明書を要求 ○ 3/11より前に製造したものは、製造日の証明書を要求

※ 韓国が指定する13都県：宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京、山梨  
 ※ 中国が指定する10都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京  
 ※ 台湾については、指定都県産の「全ての食品」が輸入停止とされているが、酒類が「食品」に含まれないことを相手国に確認済みである。  
 ※ EUが指定する12都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、長野、千葉、東京、山梨、山梨、静岡  
 ※ ロシアが指定する6都県：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京  
 ※ ブラジルが指定する12都県：宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京、山梨  
 ※ ブラジルは、ポルトガル語訳の証明書の提出が必要。また、飲料については別途様式が必要(政府間で様式等について調整中)  
 ※ マレーシアが指定する6県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉  
 ※ タイが指定する9都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、山梨、静岡

○：国税庁において輸出証明書の発行体制が整備済み  
 ●：輸出証明書の要求はなし(ただし、輸出相手国においてサンプル検査等を実施)  
 △：政府間で様式等について調整中  
 ×：輸入停止

※ 国税庁ホームページにおいて、随時更新されておりますので、最新版をご確認ください。

(出典：財務省貿易統計)